

# 令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5	府省庁名 防衛省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（ 軽油引取税 ）</u>	
要望項目名	日豪円滑化協定に基づく豪州国防軍に対する課税免除の特例措置の恒久化	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 日豪円滑化協定は、日豪間の防衛協力を円滑にすべく、日豪それぞれの部隊が他方の国を訪問して活動を行う際の手続や法的地位を定めるもの。</p> <p>・ 特例措置の内容 日豪円滑化協定第17条1では、同協定に基づき豪州国防軍の訪問部隊を受け入れる際、我が国滞在中の豪州国防軍による資材等の取得・利用に対する課税に関して、自衛隊と同等の条件とすることが規定されている。同協定に基づく免税措置のうち、豪州国防軍に対する軽油引取税の免税に関しては令和6年3月31日までの時限措置であるところ、当該免除措置の恒久化を要望する。</p>	
関係条文	<p>地方税法第144条の3 地方税法附則第12条の2の7第1項第1号及び第2号 地方税法附則第12条の2の7第7項 地方税法施行令附則第10条の2の2第1項及び第2項 地方税法施行規則附則第4条の7第1項</p>	
減収見込額	<p>[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — ) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 日豪円滑化協定により、自衛隊及び豪州国防軍の部隊による共同訓練や災害救助等の円滑な実施が可能となり、日豪間の防衛協力が深化し、我が国の安全・安心の向上に資する。</p> <p>(2) 施策の必要性 日豪円滑化協定第17条1では、同協定に基づき豪州国防軍の訪問部隊を受け入れる際、我が国滞在中の豪州国防軍による資材等の取得・利用に対する課税に関して、自衛隊と同等の条件とすることが規定されている。同協定に基づく免税措置のうち、豪州国防軍に対する軽油引取税の免税に関しては令和6年3月31日までの時限措置であるところ、当該免除措置の恒久化を要望する。</p>	
本要望に対応する縮減案		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画について(防官企(防)第168号。令和5年3月29日)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>基本目標:①力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出、②力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を収拾、③万が一、我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除</p> <p>政策分野: 1 我が国自身の防衛体制の強化(国民の生命・身体・財産の保護・国際的な安全保障協力への取り組み)、2 同志国等との連携(同志国等との連携)</p> <p>施策: (上記1について)国際平和協力活動等、(上記2について)共同訓練・演習</p>
	政策の達成目標	日豪円滑化協定により、自衛隊と豪州国防軍の間の共同訓練や災害救助等の実施を円滑にし、インド太平洋地域の平和と安定に対する日豪両国のコミットメントを確固たるものとする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久的措置
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	日豪円滑化協定第17条1では、同協定に基づき豪州国防軍の訪問部隊を受け入れる際、我が国滞在中の豪州国防軍による資材等の取得・利用に対する課税に関して、自衛隊と同等の条件とすることが規定されている。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	日豪円滑化協定により、自衛隊と豪州国防軍の間の共同訓練や災害救助等の実施を円滑にし、インド太平洋地域の平和と安定に対する日豪両国のコミットメントを確固たるものとする。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成31年度要望（複数税目）を経て令和5年の地方税法改正で実現した免税措置のうち、軽油引取税の免税措置は令和6年3月31日までの時限措置となっている。